

様式第5号 その1  
(第6条関係)

請求書には、請求内訳書を添付

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月24日 選挙期日後の日付であること

大豊町長 様

住 所 大豊町〇〇番地  
氏 名 又 は 名 称 大豊タクシー 印  
法人の場合は代表者の氏名 代表 大豊 一郎 印

記

1	請求金額	250,000	円					
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり						
3	令和 6年 11月 24日執行	大豊町長	選挙					
4	候補者の氏名	戸籍名を記載						
5	振込先	〇〇 銀行	〇〇 支店					
	普通・当座							
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	(ふりがな)	おとよタクシー						
	口座名義人	大豊タクシー						

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大豊町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。



様式第5号 その1  
(第6条関係)

請求書は、自動車、燃料、運転手共通。別紙及び指定資料を添付

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月24日

選挙期日後の日付であること

大豊町長様

住 所 大豊町〇〇番地  
氏名又は名称 (有)大豊自動車  
法人の場合は代表者の氏名 代表 大豊 太郎 印

記

1	請求金額	50,000	円
2	内 訳		
	別紙請求内訳書のとおり		
3	令和6年11月24日執行	大豊町長	選挙
4	候補者の氏名	戸籍名を記載	
5	振込先	〇〇 銀行 〇〇 支店	普通・当座
	口座番号		1 2 3 4 5 6 7
	(ふりがな)	おとよじどうしゃ	
	口座名義人	大豊自動車	

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう）の写し）とともに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大豊町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。



様式第5号 その1  
(第6条関係)

請求書は、自動車、燃料、運転手共通。別紙及び指定書類を添付

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月24日 選挙期日後の日付であること

大豊町長 様

住 所 大豊町〇〇番地  
氏名又は名称 大豊石油  
法人の場合は代表者の氏名 代表 大豊 花子 印

記

1	請求金額	15,750	円					
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり						
3		令和6年11月24日執行	大豊町長 選挙					
4	候補者の氏名	戸籍名を記載						
5	振込先	〇〇銀行 〇〇支店	普通・当座					
	口座番号	1	2	3	4	5	6	0
	(ふりがな)	おおとよせきゆ						
	口座名義人	大豊石油						

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大豊町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。



様式第5号 その1  
(第6条関係)

請求書は、自動車、燃料、運転手共通。別紙及び指定書類を添付

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月24日 選挙期日後の日付であること

大豊町長 様

住 所 大豊町〇〇番地

氏名又は名称 大豊 次郎 印

法人の場合は代表者の氏名

記

1	請求金額	50,000	円					
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり						
3		令和6年11月24日執行	大豊町長 選挙					
4	候補者の氏名	戸籍名を記載						
5	振込先	〇〇銀行 〇〇支店	普通・当座					
	口座番号	1	2	3	4	5	6	9
	(ふりがな)	おおとよじろう						
	口座名義人	大豊次郎						

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大豊町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。



様式第5号 その2  
(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用ビラの作成)

大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月24日 選挙期日後の日付であること

大豊町 長 様

住 所 大豊町〇〇番地

氏 名 又 は 名 称 (株) 大豊印刷

法人の場合は代表者の氏名 代表 大豊 三郎 印

記

1	請求金額	30,250	円							
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり								
3	令和6年11月24日執行	大豊町長	選挙							
4	候補者の氏名	戸籍名を記載								
5	振込先	〇〇銀行	〇〇支店 普通・当座							
	口座番号	<table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>1</td></tr></table>		1	2	3	4	5	6	1
1	2	3	4	5	6	1				
	(ふりがな)	おおとよいんさつ								
	口座名義人	(株) 大豊印刷								

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大豊町に支払を請求することはできません。

(別紙)

選挙運動用ビラ作成

### 請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (a)	枚数 (b)	金額 (c) = (a) × (b)	単価 (d)	枚数 (e)	金額 (f) = (d) × (e)	単価 (g)	枚数 (h)	金額 (i) = (g) × (h)	
円	枚数	円		枚数	円	円	枚数	円	
6.05	5,000	30,250	7.51	5,000	37,550	6.05	5,000	30,250	

↑ 確認書枚数

↑ ビラ作成契約書と一致

↑ (a)と(d)、(b)と(e)の少ない方

備考

- (d) 欄には「7円51銭」を記載してください。
- (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (g) 欄は (a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (h) 欄は (b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第5号 その3  
(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用ポスターの作成)

大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月24日

選挙期日後の日付であること

大豊町長 様

住 所 大豊町〇〇番地

氏名又は名称 (株)大豊印刷

法人の場合は代表者の氏名 代表 大豊 三郎 印

記

1	請求金額	86,184	円							
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり								
3	令和6年11月24日執行	大豊町長	選挙							
4	候補者の氏名	戸籍名を記載								
5	振込先	〇〇銀行	〇〇支店 普通当座							
	口座番号	<table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>2</td></tr></table>		1	2	3	4	5	6	2
1	2	3	4	5	6	2				
	(ふりがな)	.....おおとよいんさつ.....								
	口座名義人	.....(株)大豊印刷.....								

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大豊町に支払を請求することはできません。

(別紙)

選挙運動用ポスター作成

請 求 内 訳 書

ポスター掲 示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 ( a )	枚数 ( b )	金 額 ( c ) = ( a ) × ( b )	単価 ( d )	枚数 ( e )	金 額 ( f ) = ( d ) × ( e )	単価 ( g )	枚数 ( h )	金 額 ( i ) = ( g ) × ( h )	
84 箇所	1,026 円	100 枚	102,600 円	1,121 円	84 枚	94,164 円	1,026 円	84 枚	86,184 円	

↑ 確認書枚数

↑ ポスター作成仕様書と一致

↑ (a)と(d)、(b)と(e)  
の少ない方

備 考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (d) 欄には、次により算出した額を記載してください。  
$$\frac{525 \text{ 円 } 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (84 枚)} + 50,000 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (84 枚)}} = 1,121 \text{ 円}$$
- 3 (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (g) 欄には、(a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (h) 欄には、(b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。